

2016年 6月 3日

No.245

又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 東 篤

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

又市征治議員は、3月10日、前回8日の高市早苗総務大臣の所信表明をうけて、マスコミでも大きく取り上げられた大臣のいわゆる「電波停止発言」を追及しました。

強い批判が出されている高市発言

又市議員は、放送局が政治的公平性を欠く番組を繰り返し放映した場合、放送法第4条違反を理由に、電波法第76条に基づいて電波停止を命じる可能性に高市大臣がたびたび言及していることに対し、テレビ界、著名なニュースキャスター、全国紙から批判的コメントが出ている述べ、世論は安倍総理や与党の一連のマスコミ批判と高市発言は一体のものだと捉えていると指摘しました。そして停波の根拠は、放送法第4条の違反なのか、仮にそうなら放送法第1条の趣旨に反し、言論の自由を保障した憲法第21条違反であると追及しました。



高市大臣は、放送業務停止命令の第174条は民主党政権時代の放送法改正で規定されたものであり、当時の副大臣も第4条は法規範性を有すると答弁していると責任を転嫁しました。同時に第174条の運用は慎重に取扱うとも答弁しました。憲法との関連では、放送法は内閣法制局の審査を通過しているから憲法違反ではないと強弁しました。

政治家が政治的公平性について判断することはできない

又市議員は次に、政府・与党から大臣の意見に批判的コメントが出されている、ちゃんと傾聴すべきであると述べました。さらに政治家は政治的公平性を判断することはできないと指摘し、仮に政府が明らかに憲法違反の法案を提出し、それを批判する放送が流された時に電波停止等できるわけがないと大臣を追及しました。

高市大臣は、それぞれの発言は自分の話しを承知しないうえでの発言であると逃げ、また日本は議院内閣制なので大臣が法の執行を最終的に行うと、放送法適用の問題を法解釈一般の問題にすり替える答弁を行いました。

さらに又市議員は、欧州、アメリカにおいては放送法整備は政府が行うが、監督権限の行使は政府から独立した機関が行っていることを指摘し、放送機関を委縮させるような停波発言を行うべきではないこと、NHK、民放連によって設立されたBPO(放送倫理・番組向上機構)の活動を支援することが必要だと述べました。

これに対し情報流通行政局長は、放送法は自主自立を基本とする枠組みなので、自律的取り組みであるBPOについても、そういう視点から見守っているとの答弁がありました。